

令和元年第3回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和元年9月3日（火曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	杉原功一
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
美東総合支所長	東城泰典	秋芳総合支所長	鮎川弘子
会計管理者	三戸昌子	教育委員会事務局長	金子彰
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤	上下水道局次長	岡田健二
消防次長	有吉武士	総務部総務課長	竹内正夫
総務部財政課長	佐々木昭治	市民福祉部市民課長	中嶋一彦
市民福祉部地域福祉課長	池田正義	建設農林部建設課長	佐伯憲一
観光商工部商工労働課長	西村明久	監査委員事務局長	岡崎基代

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 5号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 4 議案第 7 1号 平成 3 0 年度美祢市水道事業剰余金の処分について
- 日程第 5 議案第 7 2号 平成 3 0 年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 7 3号 平成 3 0 年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 7 4号 平成 3 0 年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 7 5号 令和元年度美祢市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 7 6号 令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 7 7号 令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 8号 美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 7 9号 美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 8 0号 美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 8 1号 美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 8 2号 美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 1 6 議案第 8 3 号 美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 8 4 号 美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 8 5 号 美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 8 6 号 美祢市給水条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 8 7 号 美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 8 8 号 美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 8 9 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、令和元年第3回美祢市議会定例会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に本日までに送付してございますものは、執行部から報告第5号及び議案第71号から議案第89号までの19件、監査委員から美祢市公営企業会計決算審査意見書でございます。事務局からは会議予定表及び一般質問順序表でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において高木法生議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付しております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、報告第5号から日程第22、議案第89号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、令和元年第3回美祢市議会定例会に提出いたしました

報告1件、議案19件について御説明を申し上げます。

報告第5号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてであります。

これは令和元年7月23日、大嶺町西分地内において、自動車が市道を走行中、横断溝の溝ぶたが跳ね上がり、当該自動車のマフラーを損傷させた事故に伴い、損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第71号は、平成30年度美祢市水道事業剰余金の処分についてであります。

このたびの剰余金処分につきましては、当年度未処分利益剰余金9,605万8,613円のうち、資本的収支に対する不足額の補填財源として使用した建設改良費積立金7,289万7,684円を資本金に振りかえることにより処分するとともに、残り2,316万929円を繰越利益剰余金とすることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第72号は、平成30年度美祢市水道事業会計決算の認定についてであります。

水道事業におきましては、平成30年10月の水道使用料請求月から、市内の水道使用料を統一したところであります。

それでは、平成30年度決算の概要について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出であります。

収益的収入は7億6,526万3,784円、収益的支出は7億3,246万6,507円であります。

この結果、収益的収支は3,279万7,277円の利益となりましたが、消費税差し引き後は852万603円の純損失となりました。

その結果、当年度純損失を前年度繰越利益剰余金3,168万1,532円から減じた2,316万929円と、当年度の資本的収支に対する不足額の一部を補填財源として使用しました建設改良積立金7,289万7,684円を加えた9,605万8,613円が当年度未処分利益剰余金となるものであります。

次に資本的収入及び支出であります。

収入額4億9,839万7,280円に対し、支出額は8億4,046万8,957円となり、収入額が支出額に不足する額3億4,207万1,677円は、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填したところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、令和元年度中に給水開始を行う予定であります於福田代地区未普及地域解消事業、上野・秋吉地区水道統合整備事業、豊浦・新豊浦ポンプ所改修工事並びに国行地区、於福地区・厚保地区、大田地区の配水管布設替等の工事を行い、建設改良費6億4,323万4,064円を執行いたしました。

以上、平成30年度美祢市水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願いするものであります。

議案第73号は、平成30年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてであります。

それでは平成30年度決算の概要について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出であります。

収益的収入は5億6,838万5,810円、収益的支出は5億2,956万3,902円であります。

この結果、収益的収支は3,882万1,908円の利益となり、消費税差し引き後の当年度純利益が3,408万3,513円となりました。

この純利益と前年度繰越利益剰余金6,366万9,038円を合わせた当年度未処分利益剰余金は9,775万2,551円となるものであります。

次に資本的収入及び支出であります。

収入額2億9,328万9,500円に対し、支出額4億1,051万4,166円となり、収入額が支出額に不足する額1億1,722万4,666円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、管渠整備として、下村準幹線管渠布設工事等を行い、施設整備として、長寿命化計画による美祢市浄化センターの最終沈殿池設備及び用水設備の改築更新を平成30年度から2カ年計画で着手しております。

さらに、長寿命化計画の後継となるストックマネジメント計画策定業務など、合わせて建設改良費1億2,461万2,418円を執行いたしました。

以上、平成30年度美祢市公共下水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願いするものであります。

議案第74号は平成30年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてであります。

平成30年度の美祢市病院等事業は、平成28年度に策定した新美祢市病院改革プランに基づく基本方針を職員一人一人が自覚し、着実に実行していくことにより、市民の皆様が安心して適切な医療・介護サービスを受けることができるよう、また、経営の改善に鋭意努めてまいりました。

それでは、平成30年度の病院等事業の実績について御説明いたします。

まず、業務量につきましては、美祢市立病院におきましては、入院が3万8,650人、外来が3万8,363人、美祢市立美東病院におきましては、入院が2万8,640人、外来が2万9,050人、介護老人保健施設グリーンヒル美祢におきましては、短期入所を含む入所が2万4,639人、通所が4,950人、また、美祢市訪問看護ステーションの利用者は4,580人となっております。

次に、決算額について御説明いたしますと、収益的収支におきましては、収入では、病院事業収益32億2,056万3,039円、介護老人保健施設事業収益3億7,826万7,133円、訪問看護事業収益3,935万8,619円で、総額36億3,818万8,791円となりました。

一方、支出では、病院事業費用34億1,234万4,371円、介護老人保健施設事業費用3億7,698万8,789円、訪問看護事業費用5,052万680円で、総額は38億3,985万3,840円となりました。

この結果、損益計算書においては2億166万5,049円の当年度純損失を生じ、この純損失に前年度繰越欠損金6億8,526万8,635円を加えた結果、8億6,693万3,684円が当年度未処理欠損金となります。

この処理につきましては、全額を翌年度繰越欠損金とするものであります。

次に資本的収支であります。収入では、病院事業資本的収入として、企業債が1億4,090万円、負担金が2億5,175万3,000円で、合計3億9,265万3,000円となり、介護老人保健施設事業資本的収入として、企業債が120万円、負担金が1,572万3,000円、出資金が3,000万円で、合

計4,692万3,000円となり、収入の総額は4億3,957万6,000円となりました。

一方、支出では、病院事業資本的支出として、建設改良費が1億8,513万7,272円、企業債償還金が3億3,870万7,268円で、合計が5億2,384万4,540円となり、介護老人保健施設事業資本的支出として、建設改良費が129万6,000円、企業債償還金が3,123万2,836円となり、支出の総額は5億5,637万3,376円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,679万7,376円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

病院事業を取り巻く環境は、医療制度改革や医師を初めとする医療スタッフ不足の影響等から、まことに厳しいものがありますが、新美祢市病院改革プランに基づく基本方針を職員一人一人が自覚し、着実に実行していくことにより、市民の皆様が安心して適切な医療・介護サービスを受けることができるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上、平成30年度美祢市病院等事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いするものであります。

議案第75号は、令和元年度美祢市一般会計補正予算（第4号）であります。

このたびの補正は、今後の業務を推進する上で緊急に必要な経費を追加するとともに、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、本庁舎整備に係る基本設計と実施設計の今年度に支出する委託料の追加や、空き家有効活用促進事業補助金の追加など1,529万8,000円を追加しております。

次に、民生費では、保育無償化に伴う事務費や補助金の追加など376万5,000円を追加するとともに、公立保育園における副食費の収入に伴う財源更正を行っております。

衛生費では、木質バイオマスエネルギーを利用した地域循環共生圏構築の検討に係る業務委託料の追加や、衛生センター施設を整備するにあたり、国の交付金対象



事業とするための計画策定に係る業務委託料の追加並びに病院等事業会計の資本増強を目的とした繰出金の追加など1億2,418万7,000円を追加しております。

農林費では、防災重点ため池のハザードマップ作成に係る委託料の追加や、7月18日から19日にかけての豪雨による法面崩壊に係る林道の補修工事の追加など1,092万4,000円を追加しております。

消防費では、特定財源の減額に伴い財源更正を行うとともに、事業の見直しにより70万円減額しております。

教育費では、市内小中学校13校における校舎の危険箇所を解消するための工事の追加や、幼児教育の無償化に伴う補助金の追加、寄附に伴う図書費の追加として5,288万1,000円を追加しております。

災害復旧費では、7月18日から19日にかけての豪雨に係る農林施設の単独及び補助災害復旧工事等として887万3,000円を追加しております。

一方、歳入においては、特定財源であります分担金や国県補助金、寄附金、市債などを追加する一方、交付額決定に伴う普通交付税等の追加や財政調整基金繰入金及び市債の減額など、差し引き2億1,522万8,000円を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,522万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億8,846万5,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正では、本庁舎整備基本計画・実施設計業務を追加しております。

次に、地方債の補正では、農林施設補助災害復旧事業債及び臨時財政対策債の限度額を変更しております。

議案第76号は、令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、歳出では、基金積立金において、介護給付費準備基金元金を5,813万5,000円追加するとともに、諸支出金において、平成30年度事業の精算に係る過年度国県補助金等精算返還金を5,668万8,000円追加しております。

一方、歳入では、平成30年度事業の精算に係る地域支援事業支援交付金を

36万1,000円追加するとともに、繰越金を1億1,446万2,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,482万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,490万5,000円とするものであります。

議案第77号は、令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、病院事業局における人事異動に伴う人件費に係る支出を追加するとともに、これに充てる財源の追加を行うものであります。

また、病院事業の財政的基盤を健全にするため、一般会計からの出資金の増額を行うものであります。

まず、前者については、収益的収入及び支出におきまして、収入では病院医業外収益を269万4,000円追加し、収入総額を41億8,766万円とするものであります。

一方、支出では、病院経営改革事業費用を269万4,000円追加し、支出総額を41億1,463万9,000円とするものであります。

次に、後者については、資本的収入におきまして、出資金を1億円追加し、収入総額を4億8,457万5,000円とするものであります。

議案第78号は、美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

これは住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、印鑑登録証明書へ旧氏を併記することができるよう所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和元年11月5日から施行するものであります。

議案第79号は、美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第80号は、美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、償還金の支払い猶予及び報告等の規定が設置されたことによる文言の修正並びに適用条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第 8 1 号は、美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正についてであります。

これは、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する際に認定を受ける必要がありますが、この認定及び認定に関連する事項の文言について「支給認定」から、「教育・保育給付認定」に名称変更がなされるものであります。

なお、この条例は令和元年 1 0 月 1 日から施行するものであります。

議案第 8 2 号は、美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、1 0 月からの幼児教育及び保育の無償化の実施により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、議案第 8 1 号と同様に、施設等の利用に関する認定等の文言について「支給認定」から「教育・保育給付認定」に名称変更がなされるものであります。

さらには、無償化により、食材費を除く保育料の部分が不要になるものの、おかずの費用である副食費は保護者等から徴収することになります。これまでも保育料が無償である生活保護世帯やひとり親世帯の副食費は引き続き不要とされますが、このたびの改正では、これらの世帯に加えて、年収 3 6 0 万円未満相当の世帯の全

ての子どもなど、国が定める世帯の場合には副食費の負担は不要になるなど、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

議案第83号は、美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、2歳児までの保育を行う家庭的保育事業者等が3歳児になった児童を保育所、幼稚園及び認定こども園に速やかに移行するために連携協力を行う保育所等を確保しなければならない期限、及び家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している場合に自園での調理設備を整える期限をこれまでの5年から10年にそれぞれ延長するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第84号は、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了した者とされていましたが、指定都市の長が行う研修を修了した者も支援員として扱うことができるようになったため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第85号は、美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の一部改正についてであります。

これは、水道法施行令が改正されたことに伴い、美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、水道法施行令において、地方公共団体以外の水道事業者が事業の休止及び廃止を行う際に、市町村への協議について新たな基準が追加されたことに伴い、引用している条項が繰り下げられたことから、所要の改正を行

うものであります。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

議案第86号は、美祢市給水条例の一部改正についてであります。

これは、水道法及び水道法施行令が改正されたことに伴い、美祢市給水条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、まず、指定給水装置工事事業者の指定について、5年間の更新制の導入に伴い、更新手数料として山口県内統一の1万円を規定するとともに、引用している条項の繰り下げにより、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

議案第87号は、美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてであります。

これは、消費税率の改定に伴い、介護保険事業に係る使用料等の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

議案第88号は、美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

これは、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第89号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、人権擁護委員の岡崎政好氏、松原賢治氏、及び松本孝志氏が令和元年12月31日をもって任期満了となりますことから、松原賢治氏、松本孝志氏を再任候補として、また、岡崎政好氏の後任候補として寺埜次朗氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出いたしました報告1件、議案19件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 西岡 晃君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 説明の一部を訂正させていただきます。

病院事業会計のところ、前年度繰越欠損金を6億8,526万8,635円と申しましたが、正しくは6億6,526万8,635円でございます。

大変失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第5号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はありませんか。戎屋議員。

○3番（戎屋昭彦君） 危機管理上からお尋ねしたいと思います。道路の溝ぶたがはね上がってマフラーを傷つけたということでございますけど、もう少し詳しく、どのような状況で起きたかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 佐伯建設課長。

○建設農林部建設課長（佐伯憲一君） それでは、ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

今回の事故の要因といたしましては、経年劣化により、横断溝の溝ぶたがかかるところのコンクリートが破損したため、溝ぶたにぐらつきが生じ、その箇所を車が走行したことにより、車の加重が溝ぶたにかかり、そのふたがはね上がったことによるものだと思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戎屋議員。

○3番（戎屋昭彦君） 状況はわかりました。やはり今後、市道としまして、そういったコンクリートの破損等、横断の溝ぶたもあると思いますけど、側溝の溝ぶたもあるかと思しますので、そのあたりの管理については、やっていっていただきたいと思っております。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。以上、報告第5号を終わります。

日程第4、議案第71号平成30年度美祢市水道事業剰余金の処分についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第72号平成30年度美祢市水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第73号平成30年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第74号平成30年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありますか。戎屋委員。

○3番（戎屋昭彦君） 病院の事業会計について御質問したいと思います。私、教育経済委員会でございますので所管の委員会に出れないもので、何点か聞きたいと思います。

いろいろと私も、一般質問で病院の新改革プランについて質疑させていただき、それからずっとやって、今も市長の説明の中では、病院改革プランを実行して今後もうやっていきたい、やっていきますと書いてございました。

ただ、こういったことで、私もずっとここ3年見ておりました、病院もずっと、決算がマイナス1億から2億ということで、ずっと累損が重なってきております。

このあたり、市長としまして――病院事業管理者もいらっしゃいますけど、このあたりの経営改善、その他いろんな問題もあると思います。そのあたりについて、市長としまして、どのような方針、施策を出されて指示していらっしゃるか、ありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 戒屋議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたとおり、新美祢市病院改革プランに基づいて、病院の改善、経営改善を実施していくということの方針には変わりございませんが、議員も御存じのとおり、医療スタッフの人員の確保等のいろいろな諸問題がございます。それにつきましても、現在市のほうで、看護師または介護士の人員を確保するための補助金等の政策を実施して努力をしているところでございますし、また医師につきましても、8月の末には、自治医科大また山口大学等の医療関係者の学生さんを集めて、美祢市の医療について関心を持っていただき、美祢市に医療スタッフとして来ていただく機運を高めるようなセミナーも開催をして充実を図っているところでございます。

特に病院のほうに言っているのは、病院についてはサービス業の一環であるという自覚を持って、市民の方に親切なサービス、また最良の医療環境を提供するよう強く求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 今、市長の答弁をお聞きしました。今回、一般質問で病院関係やられる人がいらっしゃいますので、中身の詳細について、私お聞きするつもりはございませんけど、市長の説明の中で、新しく、看護師等いろんなことを集めて教育をやったというのは、MYTでも放送がございました。先日、私も見ております。

ただ、いろんなことをやる中で、毎年——ここ2年、新病院改革プランを私が質問して以降、2年経つてると思いますが、その間で累損が変わらないということは、やはり何かの問題があると思うんですけど、再度、市長として、今後それを解消するための——先ほど言われました以外で、何か施策等が指示を出されることがありましたらお尋ねしたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 戒屋議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来申し上げてるとおり、病院につきましても医療従事者が充実しない限りは、当然のことながら、売り上げと言っているのか収入と言っているのかあれですが、上がってこないというのは事実だろうというふうに思っております。



また、もう一方では、これは監査委員さんからも御指摘をいただいております。入院に関する、もう少し、なんていいますか、個室の充実化といえますか、また、そこで配膳をされる食品、食品っていいますか食についても、もう少し見直しして、入院を——同じ病気で入院をするのであれば、美祢市立病院が快適で入院をしやすい、また医療環境がいいというようなことになるようにですね、しっかり努力していかなければいけないというふうに思っております。

また一方では、経費の削減についてももしっかり行っていかなければいけない。これについては、ジェネリック薬品等の使用比率を高めていく等の、まだまだ改革できる余地はあろうというふうに思っておりますので、そこについてはしっかりと改革をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 新しい改革、ぜひやっていっていただきたいと思います。

やはり、美祢市には二つの病院がございます。それぞれの特徴を生かした病院づくりをぜひ今後も検討していただき、改革できるところは改革していただきたいし、薬のジェネリックのほうも使用比率を増やし、利益を上げるように、ぜひ今後も努力していただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第75号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はありませんか。岡山委員。

○6番（岡山 隆君） 今回、一般会計補正予算の中で、農林費ですね、防災重点のため、ため池のハザードマップ作成に関する委託料を追加されています。これからの時代を見据えると、どうしても温暖化傾向がこれからも続いて、かなり例外的な豪雨災害というものが発生する可能性が高くなってきていることは、皆様方も御承知のとおりであります。

それで、今後特に、ため池のハザードマップ作成は非常に大事なことであって、今後どのような形で、計画で、実際ハザードマップを作成していくのか、その計画

性について、ひとつ説明していただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほどの提案説明の中にもありましたが、今年度、重点ため池のハザードマップ、このハザードマップにつきましても、あってはいけないことですが、もし、そのため池が崩壊をした場合、どの程度の被害が想定されるのかというのを現在、県のほうが調査をしております。

その調査に基づいたハザードマップを作成をして、関係住民の方に配布をするという計画をしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。そういった面で、しっかりと、こういったマップができましたら、しっかりと配布していただきたいと思っております。

若干、ちょっと関連なんですけど、今豪雨による浸水ですよね。今回も、去年は呉——広島県呉で、2階の近くまで雨水が来た。そういった形で今回も、佐賀県武雄市で、豪雨で1階はほとんど水没した大町町もあります。

それで今、厚狭川の浸水ハザードマップができておりますけれども、伊佐川については、いまだに豪雨があったときにそのハザードマップができていない。県からのこの調査と予算が出ないと難しいところがあると思っておりますけれども、本当に多くの方が伊佐の地域に住んでおられますよ。

それで、なぜ今の、いろいろゲリラ豪雨が発生している現在にあって、この伊佐川の水害による、浸水していくであろう、その危険性のあるハザードマップをしっかりと私はもうつくって配布しておかなくちゃならないと思っておりますよ。どうしてそういったことを、県が予算をつけないからできないというんじゃなくて、その力強い要望というのを県にきちっと申し出ていくことが市民の皆さんの命を守っていくことにつながってくると思っておりますので、これに対してはどのようなお考えかをお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

河川のハザードマップにつきましても、議員御承知のとおり県が調査をいたしま

す。で、県が調査をしたものに基づきまして、市がマップを作成し、配布をするということになっております。

ですので、県が調査をしていただかないとマップを作成できないという状況でありますので、先ほど議員申されたとおり、調査のほうをしていただけるように要望をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） これからもですね、令和の時代にありまして、本当に防災・減災というものは非常に大事なんです。市民の皆さんの命を守っていくというのは、行政の責任でもあり、また私たち議員の責任でもあると思っております。

今回のこの美祢における26、27日、雨が降って、あと五、六時間30ミリ程度が続くと、もう大変な状況になるところでした。

私も27日は嘉万から伊佐から厚保地域をしっかりと現状を見させていただきました。被害もあったところがありました。

そういう面で、今回大きな被害に至らなかったですけれども、私はですね、実際、今伊佐にあっても、万倉地川の氾濫によって、上町の通行止めというのが、本当に慢性的に発生してるわけですよ。だから、そういったところをしっかりと、私どもも県に訴えますけれども、市長ほか、市の執行部の皆さんの力強い防災・減災、命を守る対応を一段とグレードアップしていただきたい。このようにお願いして、私の質問は終わります。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 1点だけお聞きをします。

18ページにですね、衛生費1億269万4,000円ですか。これ、病院事業の資本増強っていいですか、体質強化っていうふうな説明だったというふうに思うんですが。

基本的に、補正でこのような1億を超えるような補正を組んでやっていかなければならないような状況に、実際にはですね、先ほど同僚議員からも質疑がありました。累積欠損金もかなりの額になっておりますし、キャッシュフローもですね、今決算が一緒に出ていますから、5億幾らかあるんですが、現金が動かないような部分もありますから、恐らく資金的には回らなくなってきたるってということであろうと

いうふうに理解しておるんですが。

市長の基本的な考え方、例えばですね、もう端的に、委員会がありますから、お聞きしておきたいことは、これ毎年出てくるんじゃないかというような気もしないでもありません。

基本的な市長の——根拠、この1億円の——1億200万ですか、補正の根拠となるところをお聞かせください。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 今回の補正は、欠損金の補填として退職給与引当金を流用し引き当てたということで、退職給与引当金については、そういった引当金に充てるべきものではないというふうに思っております。

そういった観点から、ことし——今年度、来年度2年間のみを限定として、1億円ずつの資本増強といいますか、出資をさせていただきたいという思いをしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） それじゃあですね、今の説明ですと、退職給与引当金を一時的に利用したような形になるんですかね。それがために、1億円ばかりのものをですね、ことし、来年、2年度で、資本増強といいますか、体質強化のためっていいですか、要するに補填ですよ、早い話がね。そういうこと。そういうことで執行するということですね。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 安富議員のですね、質問に関連するんです。

この補正のときに、市長の——どういったらいいですか——提案説明は、いわゆる新美祢市病院改革プラン、それに基づいて、基本方針を職員一人一人が確実に自覚して確実に実行すると、こういう言い方だったんですね。

それで、改革プランの21ページ、開くことができますか。もしできれば、事務局出していただきたいんですが。

何を申し上げたいかと言いますとですね、この改革プランの32年度の売り上げ目標、20億4,900万円となってるんです。これで果たして、皆が自覚して確実にやったとして、損益分岐点計算をしてみますと、ざっぱな計算をしたんですが、

これでは足りない。この辺でCVP分析をやられてその結果かどうかお聞かせ願いたいと思います。

いわゆる目標が分岐点に達してない目標、これをみんなが一生懸命努力を仮にしたとしてもですね……。

出ましたね。21ページの右肩を見てください。31年、32年の売り上げ目標が書いてあります。

こういうふうには、美祿の市立病院一つとってみましてもですね、これが果たして損益分岐点を超した売り上げなのかどうか。その辺の質問させていただきたいと思っています。

○議長（荒山光広君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） プランを策定したのが病院事業局ですので、その立場からお答えさせていただきたいと思っています。

損益分岐点分析は、参考のためには当然やってるわけなんですけど、実際の出し方としては、変動表をどういったところまでとるかとか、そんな話はあるかと思っています。

おおむね、我々の考え方としては、20億円台というのが一つの線だろうと。20億円の後半にいくか前半にいくというのはありますけど、そういったものの考え方をしておる中で、実際に到達できるのはどの程度かと考えたときに、例えば入院患者を72名程度欲しいといって——という形で職員に目標として掲げるという形で、現実的な線として、こういう線です。まずは頑張ろうと。その次に、次のステップとしてまた上げるといったことで、入院患者について挙げて言うと、今、一般病床については70人台を絶対に確保する必要があるというふうに考えてます。

そういった面から言っても、損益分岐点は一つの参考としては考えますけど、具体的な目標として提示するという意味では、今のプランに掲げているその数字を挙げたということでございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡委員。

○14番（竹岡昌治君） 詳しいことは、また私、所管の委員会ですので、補正のところでもやらせていただきます。決算については、ちょっと意見が述べられませんので。質問もできません。したがって、補正のところでもやらせていただきますが。

御答弁があったんですが、例えば、入院患者を76%で計算されてますよね。

32年度も76%で計算しても20億4,900万円という売り上げがされています。

今年の売り上げは——前年は19億300万円。そうしますと、損益分岐点が——これは今おっしゃったように、固定費、変動費の分け方がどうなるかというのは、ちょっと私、元帳がありませんのでわかりませんが、雑駁な計算をしてもですね、21億5,000万円以上売らないと損益分岐点に達しない。

したがって、計画がもう既に1億円ぐらい少ない売り上げのまんまでいっていると。そうすると、市長答弁は、このプランに基づいて一生懸命全員がやりますよって言うても、もともと分岐点に達してない計画が出されている。ここにまた大きな問題があるんじゃないかということで、これまた委員会で議論をさせていただきますが、一応問題提起をしておきます。

それから、今回の1億円を補填することによって資本金を增強したいと。これ、大いに結構です。で、何故1億円なのかっていうのは私も同じ疑問を持っています。何で1億円なんです。既に補填財源は、もう1億3,000万円ぐらい食い潰しているのに、何で1億円でとどめたのか、その辺がちょっと疑問です。

それから、補填財源の計算書を修正されるのか、どういう手法で今度、次に議会にお示しいただくのか、その辺も含めて資料要求を行いたいと思います。よろしく、ひとつお願いいたします。

○議長（荒山光広君） ただいま資料要求がございましたけれども、よろしいでしょうか。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 資料を整えて準備いたします。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第76号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第77号令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）

の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第78号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第79号美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第80号美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第81号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第82号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 8 2 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 1 6、議案第 8 3 号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 8 3 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 1 7、議案第 8 4 号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 8 4 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 1 8、議案第 8 5 号美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 8 5 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 1 9、議案第 8 6 号美祢市給水条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 8 6 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 2 0、議案第 8 7 号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 8 7 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 2 1、議案第 8 8 号美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。



ただいま議題となっております議案第 88 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 22、議案第 89 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 89 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第 89 号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 89 号を採決いたします。本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 07 分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月3日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃